平成２１年（フ）第３２７号
長野県松本市宮田７番２号　ブレインマンション宮田303号、前住所長野県松本市梓川梓5055番地37
債務者　深石　昭彦
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１５２６号
名古屋市守山区翠松園３丁目1110番地
債務者　加藤　美幸
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８８９号
名古屋市中村区上石川町５丁目26番地の１
債務者　鈴木由美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８４号
大津市堅田１丁目２番73号
債務者　幡鉾　信子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４８９号
大阪府堺市西区鳳東町６丁602―１　ディークラディア鳳1405、住民票上の住所大津市今堅田２丁目28番33号
債務者　長谷川　滋
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９１号
滋賀県湖南市三雲725番地６
債務者　田中　和美
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９４号
大津市あかね町16番63号
債務者　太田孝こと　鄭　　孝
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５３５号
滋賀県守山市水保町1417番地の39
債務者　柴谷かゆき
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５８号
滋賀県高島市鴨川平３丁目４番地14
債務者　田中　純代
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５８１号
大津市荒川５番地の５　カネボウ琵琶湖アーバンプラザ220号
債務者　森塚　啓充
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９４号
大津市真野２丁目26番11号
債務者　塩野　　誠
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４号
奈良県五條市本町２丁目４番29号
債務者　堀　　忠洋
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５４号
奈良県五條市今井町713番地の１
債務者　芳本佐智子（旧姓川端）
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５５号
奈良県五條市五條３丁目４番20号、住民票上の住所奈良県五條市今井１丁目11番24号
債務者　福井　陽一
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第５６号
奈良県吉野郡下市町大字下市1136番地の２
債務者　村上　春美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第１５２０号
広島県安芸郡海田町昭和中町５番13号
債務者　沼井由美子
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９０号
愛媛県松山市和泉北１丁目12―21　コーポささき201号、住民票上の住所愛媛県松山市春美町10番９号
債務者　越智　忠詔
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月21日まで
松山地方裁判所